

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2024 年 6 月）

日 時： 2024 年 6 月 19 日（水）～21 日（金）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 傳田 陽一

IASB 会議（2024 年 6 月）傍聴報告

日時：2024 年 6 月 19 日（水）～21 日（金）

スケジュール：別紙参照

2024 年 6 月 19 日及び 20 日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。6 月の IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 経営者による説明
- IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
- 動的リスク管理
- 持分法
- 引当金一的を絞った改善
- 排出物価格設定メカニズム
- IASB 作業計画のアップデート

さらに、IASB と米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は 2024 年 6 月 21 日に合同の教育的会合を開催した。合同の教育的会合では、次の項目が議論された。

- 収益基準の適用後レビュー
- リース基準の適用後レビュー

以下は、IASB ボード会議の報告を中心とし、IASB と FASB の合同の教育的会合については、議論された論点を参考として報告する。

【6 月 19 日（水）】

経営者による説明

（背景）

IASB は、2021 年 5 月に公開草案「IFRS 実務記述書第 1 号『経営者による説明』（原題：Management Commentary、以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し（コメント期限は 2021 年 11 月）、2010 年に公表した IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂を提案した。

2021 年 11 月の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立の公表や 2022 年 3 月の ISSB 公開草案の公表（最終基準の公表は 2023 年 6 月）、サステナビリティ関連財務情報の開示の議論が並行して行われている。

こうした状況を背景として、2022 年 3 月及び 4 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックについて議論がなされ、IASB 及び ISSB 間の協力の必要性を強調する意見が多く聞かれた。また、2023 年 5 月の IASB ボード会議では、公開草案と「統合報告フレームワーク」（2021 年 1 月公表）との間の類似点及び相違点についての IFRS 財団スタッフの分析について議論した。

2024 年 1 月には、統合報告及びコネクティビティ委員会のメンバーより、本プロジェクトの今後の方向性に関する意見を含む、フィードバックが寄せられ、2024 年 3 月の IASB ボード会議では、今後の方向性を決定するうえで検討し得る、次の 4 つの選択肢を議論した。

- 選択肢 1：本プロジェクトを最終化する
- 選択肢 2：本プロジェクトを中止する
- 選択肢 3：より広範なプロジェクトとして取り組む
- 選択肢 4：本プロジェクトを一時的に保留する

上記の選択肢に関して、IASB メンバー全員から、意思決定には本プロジェクト開始以来の企業報告を巡る状況の変化を考慮する必要があるため、追加的なフィードバックを求める意見が聞かれた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、本プロジェクトの方向性について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は公開草案における提案の的を絞った精緻化を行うことによって本プロジェクトを最終確定することを決定した。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案を再審議する。

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

（背景）

2016 年 1 月、IASB は、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を公表し、2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に本基準書の適用が要求されている。

2023 年 12 月、IASB は、IFRS 第 16 号の適用後レビューを 2024 年第 2 四半期に開始することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、IFRS 第 16 号の適用後レビューの第 1 フェーズの目的、活動及び予想される日程について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、IASB が 2025 年前半に公表する予定の情報要請の情報源とするため、協議グループ及び他の利害関係者とのアウトリーチの実施を計画している。

動的リスク管理

（背景）

IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（DRM））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

現在提案されている DRM モデルでは、企業がリスク管理している期間にわたり適格な金融資産、金融負債及び将来の取引に基づくポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを基に正味の金利リスク・ポジション（現在の正味オープン・リスク・ポジション）を決定し、企業のリスク管理戦略に基づいて決定された金利改定リスクを軽減する程度（リスク軽減の意図）に沿ってベンチマーク・デリバティブを構築することとされ、その上でヘッジ手段である指定デリバティブによるリスク軽減の達成状況を会計処理に反映していくものとされている。

2022 年 7 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトのプロジェクト計画案について議論がなされ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序に関して議論が行われている。当該トピックは次のとおりである。

- 適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定
- パフォーマンス評価と事後的な DRM 調整の解消
- 目標プロファイルと企業のリスクマネジメント戦略との整合性
- リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築
- 指定デリバティブ
- その他の検討事項
- 表示及び開示の要求事項

上記トピックのうち、パフォーマンス評価に関して、2023 年 2 月の IASB ボード会議では、IASB は、DRM 評価期間の末日現在の正味オープン・リスク・ポジションが、DRM 調整で表される予想される便益（稼得利益又は経済価値の変動性の減少という形での）を実現させることができるかどうかを評価することを企業に要求することを暫定的に決定し、キャパシティ評価に関する追加的な要求事項及びガイダンスは議論されなかった。

また、表示及び開示の要求事項に関して、2019 年 7 月の審議会は、開示の焦点領域は、利用者が次のことを行うのを支援するものとすべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業のリスク管理戦略を理解し評価すること
- b. 経営者が当該戦略を達成する能力を評価すること
- c. 現在及び将来の経済的資源に対する影響を理解すること

- d. モデルの適用による企業の財務諸表に対する影響を理解すること

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、DRM モデルについての議論を継続した。IASB は、当該プロジェクトに関する暫定的な決定の要約及び定義された用語のリストも提供された。

（主な暫定決定事項）

キャパシティ評価

IASB は、キャパシティ評価に関しての考え得る要求事項について議論した。この評価は、DRM 評価期間の終了時の企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションが、DRM 調整で表される予想される便益を実現させることができるかどうかを評価することを企業に要求することとなる。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、報告日における企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションの将来の経済的便益の最大額を当該ポジションの現在価値に基づいて測定することを要求される。
- b. DRM 調整におけるキャパシティ不足額を純損益に認識した企業は、将来の期間における当該不足額の巻戻しをリスク管理の対象期間にわたって定額法で又は他の体系的かつ合理的な基礎で認識することを要求される。
- c. 企業が過去に純損益に認識したキャパシティ不足額を戻し入れることは認められない。

表示の要求事項

IASB は DRM モデルの表示の要求事項について議論した。IASB は企業が次のことを要求されることを暫定的に決定した。

- a. 報告期間中に認識した DRM 調整の巻戻しを純損益計算書の独立の科目に純額として表示する。
- b. 報告期間中に認識した不一致（指定デリバティブから生じた正味の利得又は損失と DRM 調整との間の不一致）を、他のデリバティブから生じた公正価値利得又は損失とともに表示する。
- c. DRM 調整を報告期間の末日現在の財政状態計算書の独立の科目に純額として表

示する。

開示要求

IASB は、財務諸表利用者の情報ニーズについて及び DRM モデルの考え得る開示要求の初期的な分析について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）における持分法会計について、IASB は 2020 年 10 月の IASB ボード会議にて、適用上の疑問点に対処することを決定し、その後次のステップで検討が進められた。

ステップ 1：持分法適用に際しての疑問点を特定する。

ステップ 2：IAS 第 28 号の基礎となる原則を特定する。

ステップ 3：上記原則を適用上の疑問点に適用する。

IASB は、2023 年 4 月のボード会議にて、本プロジェクトを基準設定の作業計画に移すこと、次のデュー・プロセスとして公開草案の公表に向けた作業を行うこと、及び進捗状況を反映させるためにプロジェクトの目的を以下に更新することを決定した。

IAS 第 28 号に示されている適用上の疑問点を可能な場合には IAS 第 28 号から導き出された原則を用いて開発する。

2024 年 2 月までのボード会議で本プロジェクトに関する次の事項について審議を行い、技術的な議論が終了し、2024 年 3 月のボード会議にて、書面投票プロセスを開始することが決定された。

- プロジェクトの範囲内の適用上の疑問点
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない

子会社：開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」に関する開示要求の改善

- IAS 第 28 号の修正案についての経過措置（一部未解決事項あり）

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 19 日に会合し、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」の文案作成の間に識別された整理論点について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用し、その後当該子会社に対する支配を喪失し、旧子会社が関連会社になって、親会社が引き続き持分法を適用する場合に、親会社が IAS 第 28 号の第 24 項を適用することを提案する。
- b. IAS 第 28 号の第 32 項から「関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分の算定において、収益として含まれる」を削除し、これにより、投資者が持分法を適用する際に生じる収益及び費用を含める純損益計算書上の科目を定めないこととなる。
- c. 投資者及び共同支配投資者が、関連会社又は共同支配企業に対する追加の持分の購入に係る条件付対価に関して、重要な影響力又は共同支配の獲得時に提供するのと同じ開示を提供することを提案する。
- d. 投資者又は共同支配投資者が条件付対価を資本性金融商品として認識し、当該資本性金融商品を投資者が重要な影響力を獲得した日又は共同支配投資者が共同支配を獲得した日現在の公正価値で測定した場合に、投資者が当該条件付対価を再測定しないことを提案する。この要求は、投資者又は共同支配投資者が追加の持分を購入した場合にも適用される。

IASB は、本プロジェクトの範囲に、次の適用上の疑問点を追加しないことを暫定的に決定した。「過去に投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配投資者の包括利益に対する持分相当額のうち認識されていない損失に対する持分相当額を超過する額を、どの順序で認識するか。」

（今後の予定）

IASB は公開草案を 2024 年第 3 四半期に公表する予定である。

【6 月 20 日（木）】

引当金

（背景）

IASB は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）について、次の 3 つの的を絞った改善を行うプロジェクトを作業計画に掲げている。

- a. IAS 第 37 号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）に合わせる。
- b. 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
- c. 引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）を定める。

(a)に関しては、2024 年 4 月の IASB ボード会議で「負債」の定義及び IAS 第 37 号において適用される現在の義務という認識規準の文言を更新して、概念フレームワークの負債の定義に合わせることや、現在の義務という認識規準を支える要求事項及びガイダンスを修正することが暫定的に決定された。また、所定の閾値を超えた場合に発生するコストに対する要求事項を修正に含めることが暫定的に決定された。

(b)に関しては 2023 年 7 月の IASB ボード会議で企業の現在の義務を決済するために必要な支出はその義務を決済するために直接関連するコストとすることが暫定的に決定されている。

(c)に関しては 2023 年 11 月及び 2024 年 4 月の IASB ボード会議で将来の支出の見積額を不履行リスクに対する調整を行わない貨幣の時間的価値を反映したレート（リスクフリーレートで表される。）で割り引くことが暫定的に決定されている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 20 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正案（以下を含む）について議論した。

- 過去の暫定的決定から生じた整理論点
- 経過措置の提案

IASB は、修正案のコストと便益（影響）の分析及び IASB が当該修正を開発するた

めに従ったデュー・プロセスのレビューについても議論した。

（主な暫定決定事項）

整理論点

IASB は公開草案において次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 37 号の範囲を維持し、時期及び金額が確実である賦課金を含めるための拡大はしない。
- b. IFRS 第 19 号「公的説明責任のある子会社：開示」に、企業が引当金の測定に用いた割引率を開示するという要求を含めるが、割引率の算定に用いたアプローチを企業が開示するという要求は IFRS 第 19 号に追加しない。
- c. IFRS 第 3 号「企業結合」の第 21A 項から第 21C 項を削除し、それにより、IAS 第 37 号の修正案の結果として不要となる IFRS 第 3 号における認識の原則に対する例外を廃止する。

経過措置

IASB は、公開草案において、企業が修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを 2 つの例外とともに提案することを暫定的に決定した。

第 1 の例外は、関連する資産の取得原価に加算されている資産廃棄、原状回復及びそれらに類似するコストに係る引当金に影響を与える割引率の要求事項の修正案に適用される。この例外は、企業が単純化された遡及アプローチを適用することを認め、それにより、移行年度において企業は次のようにすることとなる。

- a. IAS 第 37 号における修正後の要求事項を適用して、企業が比較情報を提供する最初の期間の期首現在の当該引当金を修正再表示する。
- b. その日現在で企業が当該引当金を修正する金額を、関連する資産と利益剰余金に次のように配分する。
 - i. 当該引当金の測定に用いた現在の割引率及びキャッシュ・フローの見積りが、当該引当金が最初に認識されて以降に変更されていないと仮定し
 - ii. 関連する資産の耐用年数の現在の見積りを使用する。

第 2 の例外は、企業が引当金の測定に含めるコストを定める修正案に適用される。この例外は、企業が修正案を次のように適用することを要求する。

- a. 企業が当該修正を最初に適用する事業年度の期首時点で存在しているか、又はその後に生じる義務のみに適用する。
- b. 比較情報の修正再表示は行わない。その代わりに、企業は修正の適用の累積的影響額を、適用開始日において利益剰余金又は資本のその他の内訳項目（適切な場合）の期首残高の修正として認識する。

IASB は、公開草案において、本プロジェクトで提案した修正の結果として IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の修正は行わないと提案することを暫定的に決定した。

影響分析及びデュー・プロセスのレビュー

IASB は、公開草案について 120 日のコメント期間を設けることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

（今後の予定）

IASB は公開草案の書面投票プロセスを開始する。

排出物価格設定メカニズム

（背景）

第 3 次アジェンダ協議でのフィードバックを受け、IASB は排出物価格設定メカニズムを予備リストのプロジェクトにすることを決定した。予備リストのプロジェクトは、IASB の次回の 5 年ごとのアジェンダ協議までに追加的な能力が利用可能になった場合にのみ、作業計画に追加される。

作業計画に追加されとした場合、本プロジェクトの研究・フェーズにおいて IASB は次のことを検討することが必要となる。

- すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うか、一部（排出量取引スキームなど）のみを扱うか
- トレーダー及びスキーム管理者の会計処理を扱うか、そうしたスキームに参加することを要求される（又は参加を選択する）企業にプロジェクトを限定するか

（今回の会議における主な論点）

IASB は 2024 年 6 月 20 日に会合し、排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを優先すべきかどうかの決定に役立てるために収集した情報について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを優先すべきかどうかを決定する。

IASB 作業計画のアップデート

主な内容として、2024 年 4 月の IASB ボード会議で議論された、作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度の決定に役立てるための枠組みの案に対するフィードバックや、当該枠組みの案を適用すると、「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」、「償却原価測定」といったパイプラインプロジェクトのテーマが 2024 年第 3 四半期に開始される可能性があると言われた。また、「デジタル財務報告」の最新情報の提供がなされた。なお、IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

（参考）【6 月 21 日（金）】IASB と FASB の合同の教育的会合

収益基準の適用後レビュー及びリース基準の適用後レビュー

IASB は 2024 年 6 月 21 日に FASB との教育的会合を開催した。両審議会は次の適用後レビューについて議論した。

- 収益基準－IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び FASB Accounting Standards Codification（FASB による会計基準のコード化体系）の Topic606「顧客との契約から生じる収益」
- リース基準－IFRS 第 16 号「リース」及び FASB Accounting Standards Codification（FASB による会計基準のコード化体系）の Topic842「リース」

（主な暫定決定事項）

両審議会は何も決定を求められなかった。

別紙 スケジュール

6 月 19 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:00	経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15） （予定 90 分→82 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	IFRS 第 16 号の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7） （予定 60 分→47 分）
12:15-13:15	休憩
13:15-14:45	動的风险管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90 分→114 分）
14:45-15:45	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 60 分→38 分）

6 月 20 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:45-11:15	引当金（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90 分→77 分）
11:15-11:30	休憩
11:30-12:30	排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー10） （予定 60 分→73 分）
12:30-13:45	休憩
13:45-14:45	IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8） （予定 60 分→53 分）

（参考）6 月 21 日（金） FASB との合同協議

時間（予定）	アジェンダ項目
14:05-15:35	収益基準適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6） （予定 90 分→82 分）
15:35-15:50	休憩
15:50-16:20	リース基準適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7） （予定 30 分→44 分）

以 上